

食品添加物（防かび剤）の検査について



Q1 どんな食品を購入するの？

令和3年度の防かび剤検査については、長時間の輸送等において食品にカビが発生しないように使用される用途から、輸入品を購入することとしました。

また、アンケートの結果から、「オレンジ」「グレープフルーツ」「レモン」を対象に含めることとしました。

Q2 どのように購入したの？

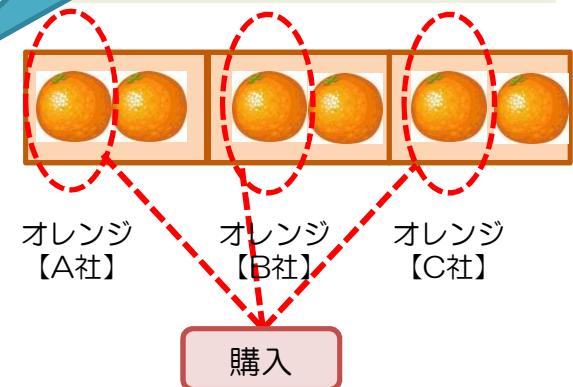
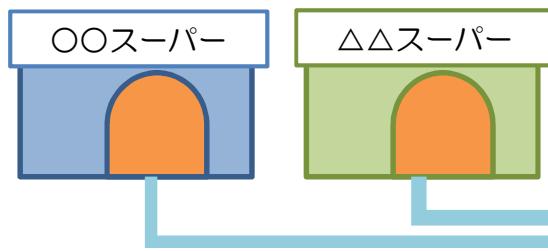
食品の販売量、利用客が多い「スーパー等」を対象に、原則、その店で陳列されている商品を購入したところ、その結果は次のとおりでした。

◇購入年月日：令和3年12月16日

◇購入食品の種類および数：オレンジ5検体、レモン5検体、
グレープフルーツ4検体、ライム2検体
バナナ4検体、計20検体

◇産地：アメリカ、オーストラリア、チリ、フィリピン、メキシコ

陳列している対象商品を、
可能な範囲で全品目購入しました。



Q3 どんな検査をしたの？

次の項目について検査しました。

防かび剤※（計4項目）

- ①イマザリル
- ②オルトフェニルフェノール（OPP）
- ③ジフェニル
- ④チアベンダゾール（TBZ）

使用が認められている添加物と適用作物

添加物名	適用作物
①イマザリル	かんきつ類（みかんを除く）
②OPP	かんきつ類
③ジフェニル	グレープフルーツ、レモン、オレンジ類
④TBZ	かんきつ類

かんきつ類であるオレンジ、レモン、グレープフルーツ、ライムは①～④のすべての項目を検査することとしました。

Q4 なぜこれらの項目を検査するの？（その1）

これらの4項目は、防かび剤として使用が認められ、輸入品でよく使用されています。

滋賀県では、従来から収去検査において、かんきつ類、バナナ等の防かび剤検査としてこれら4項目の検査を実施しています。

今回も引き続き、これら4項目を検査して使用基準に適合していることを確認するとともに、食品添加物として適切に表示されていることを、次ページにより確認することとしました。

※【防かび剤とは】

外国産のかんきつ類、バナナについて、長時間の輸送貯蔵中にカビが発生しないように収穫後に使用されている添加物です。食品の種類に応じて、使用制限が定められています。



Q5 なぜこれらの項目を検査するの？（その2）

【適切な使用・表示がされていることの確認方法】

防かび剤※（計4項目）

- ①イマザリル
- ②オルトフェニルフェノール（OPP）
- ③ジフェニル
- ④チアベンダゾール（TBZ）

◇上記の4項目のいずれかの防かび剤が表示されている食品：表示項目がすべて基準値以下で検出されることを確認

◇上記の4項目のいずれの防かび剤も表示されていない食品：すべて検出されないことを確認

【収去とは】

食品衛生法等に基づき、食品衛生監視員が製造所や販売店などから、検査のために必要な量の食品等を無償で採取することです。収去検査の結果をもとに、製造所や販売店などに対し指導を行ったり、基準に違反した食品については廃棄・回収の必要な措置を行うなどにより、食品の安全確保に努めています。

表示がある場合



（表示記載例）
このオレンジは、防かび剤【OPP】【TBZ】が使用されています。

表示がない場合



【検査】

○表示のある防かび剤（OPP、TBZ）は基準値以下か？

○表示のない防かび剤（イマザリル、ジフェニル）は検出されないか？

○表示のない防かび剤（OPP、TBZ、イマザリル、ジフェニル）は検出されないか？

Q6 どこで検査したの？

滋賀県の行政検査機関である『滋賀県衛生科学センター』で検査を行いました。

